

## 熊本県国定公園事業取扱要領運用細則

1. 熊本県国定公園事業取扱要領（以下、「取扱要領」という。）第6の「別に定める記載事項」は別添1によること。
2. 取扱要領第9（3）の「別に定める「国定公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」」は、別添2によること。
3. 国定公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については別添3によること。

### 附則

1. この運用細則は、平成12年4月1日から実施する。
2. この運用細則の改正は、平成18年3月29日から適用する。
3. この運用細則の改正は、令和2年3月24日から適用する。

## 別添 1

### 施設の規模及び構造にかかる記載事項

1 国定公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第1）又は国定公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）（様式第2）の「公園施設の規模・構造」にかかる別記載事項は下記のとおりとする。

(1) 宿舎、避難小屋、休憩所、案内所、車庫等の建築物

敷地面積、建築物（用途別棟数、各棟の主要構造、各棟の建築面積及び延べ面積、階数、階数別床面積、間取り、各室の用途の別、各室の収容人員、最後部の高さ、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の構造及び材料並びに色彩、暖冷房の種類、便所の様式、避難階段及び消火栓等の防災施設の概要）、その他付帯施設（給排水施設、屑籠、ごみ焼却炉等の汚物処理施設、案内板及び標識並びに広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場、卓及びベンチ、造園及び修景工等）の概要

(2) 道路及び橋

延長、幅員（全幅員、有効幅員）、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最小半径、切取盛土土量、残土がある場合はその土量及び処理方法の概要、切取盛土法面の最大の長さ、法面の保護及び修景の概要、路傍駐車場、トンネル（延長、幅員、高さ、巻立工の概要）、橋（形式、延長、幅員、桁及び橋脚等の構造及び主要材料並びに主要部分の色彩）、防護施設の概要、その他付帯建築物及び施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(3) 広場、園地、展望施設

敷地面積、土工面積、園路工（延長、幅員、舗装の種類）、修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）、付帯建築物及び施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(4) 野営場

敷地面積、収容力、施設の種類及び数（テントサイト、野外炉、便所、炊事場、セントラルロッジ、ケビン、テント、休憩所、キャンプファイヤーサークル等、また、このうち建築物については(1)に準じて記載のこと。）給排水施設（(19)及び(20)に準じて記載すること。）、その他付帯施設の概要（(1)に準じて記載すること。）

(5) 運動場

敷地面積、土工面積、運動施設（種類、数量、規模）、修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載すること。）

(6) 水泳場

利用水面の種類と範囲、敷地面積、付帯建築物（休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台、救急施設等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(7) 舟遊場

利用水面の種類と範囲、敷地面積、舟艇（種類、大きさ、隻数）、付帯建築物（栈橋、休憩所、切符売場、艇庫等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(8) スキー場

敷地面積、ゲレンデ及びコース（種類、延長、幅員、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度、土工量及びその面積、立木の伐採量及び面積）、リフト（種類、延長、高低差、輸送力、支柱の規模及び数量）、付帯建築物（休憩所、ロッジ、救急施設、便所等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(9) スケート場

敷地面積、リンク工事（天然人工氷の別、結氷装置の種類、滑走面積、舗装の種類）、付帯建築物（休憩所、更衣室、救急施設、便所等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(10) ゴルフ場

敷地面積、ホール数、コースの延長、土工量及びその面積、付帯建築物（クラブハウス、休憩所、便所等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(11) 乗馬施設

敷地面積、馬場面積、乗馬道の概要、馬の頭数、厩舎、その他付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(12) 駐車場

敷地面積、駐車面積、収容台数、土工量及びその面積、舗装の種類、取付道路（延長、幅員、舗装の種類）、連絡歩道（延長、幅員、舗装の種類）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(13) 給油施設

敷地面積、燃料の種類、貯油の方法、油槽の形式及びその容量、計量器の種類、防火壁の規模構造及び色彩、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(14) 昇降機

敷地面積、高低差、搬器の規模構造（形式、数量、定員等）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(15) 船舶又は水上飛行機による運送施設

船舶又は水上飛行機の種類及び数量、航路、輸送能力、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(16) 自動車による運送施設

道路の規模構造（(2)に準じて記載のこと。）、運行経路、自動車の種類及び台数、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(17) 鉄道又は索道による運送施設

敷地面積、鉄道又は索道の種類、延長、高低差、輸送力、搬器及び支柱の規模構造（形式、数量、定員、色彩等）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(18) 係留施設

敷地面積、施設の種類、形式、延長、幅員、主要部の構造及び材料、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(19) 給水施設

敷地面積、水源の種類、水質検査の結果、計画給水人口、計画給水量、取水施設、送水施設、浄化滅菌施設、配水池の規模構造、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(20) 排水施設

敷地面積、処理範囲、計画排水量、排水管の直径及び延長施設の種類、終末処理等の施設の規模構造及び処理能力、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(21) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所

(1)に準じて記載のこと。

(22) 汚物処理施設

敷地面積、処理範囲、処理物件、処理能力、処理方法、焼却炉の規模構造（形式、容量、炉材料、煙突の高さ及び直径）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(23) 博物館、博物展示施設

敷地面積、展示物の種類及び数量、建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(24) 植物園、動物園

敷地面積、動植物の種類及び数量、園路工（延長、幅員、舗装）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(25) 水族館

敷地面積、魚族等の種類及び数量、水槽又は放魚池の規模及び数量、給排水及び濾過装置の概要、建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(26) 野外劇場

敷地面積、収容力、ステージ及び観覧席の規模構造、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(27) 植生復元施設

敷地面積、植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(28) 動物繁殖施設、砂防施設、防火施設

敷地面積、施設の種類別規模及び数量、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

2 施設の規模・構造欄の「当初・変更前、変更後」の記載に当たっては、別表1から5までを例とすること。（当初の場合も準用する。）

なお、別表1から5までの事業以外の事業についてもこの記載例に準ずるものとする。

別表 1

道路（車道）

変 更 前	変 更 後
<p>1 事業執行区間</p> <p>① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○</p> <p>② 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○</p> <p>2 道路構造規格 第3種4級</p> <p>3 設計速度 40km/h</p> <p>4 延長 5.8km (①+②)</p> <p>5 幅員</p> <p style="padding-left: 20px;">有効幅員 5.5m</p> <p style="padding-left: 20px;">総幅員 7.0m</p> <p style="padding-left: 20px;">幅員の構成 0.5m~5.5m~0.5m~0.5m (路肩) (車線) (側溝) (路肩)</p> <p>6 舗装の種類 アスファルト コンクリート</p> <p>7 最急縦断勾配 6%</p> <p>8 最小曲線半径 30m</p> <p>9 付帯施設の概要</p> <p>●駐車場 1か所 2,000㎡、400台収容</p> <p>●公衆便所 1棟 木造平屋建、建築面積 30㎡ 切妻屋根(茶) 外壁モルタル(クリーム)</p>	<p>1 事業執行区間</p> <p>① 変更なし</p> <p>② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△</p> <p>2 道路構造規格 変更なし</p> <p>3 設計速度 //</p> <p>4 延長 6.1km (①+②)</p> <p>5 幅員</p> <p style="padding-left: 20px;">} 変更なし</p> <p>6 舗装の種類 } 変更なし</p> <p>7 最急縦断勾配 } 変更なし</p> <p>8 最小曲線半径 } 変更なし</p> <p>9 付帯施設の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">●駐車場 2か所 4,000㎡、800台収容</p> <p style="padding-left: 20px;">●公衆便所 2棟 60㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">} 変更なし</p> <p>[ 今回申請 ] 道路及び付帯施設の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車道延長 300m</li> <li>・擁壁及び防護柵 延長 80m 最後部高 8m</li> <li>・法面(種子吹付) 2,000㎡ (法枠工) 3,000㎡</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面の最大長（切取） 10.5m</li> <li style="padding-left: 2em;">（盛土） 13.0m</li> <li>・ 駐車場 1 か所、2,000 m<sup>2</sup>、400 台収容</li> <li>・ 公衆便所 1 棟、30 m<sup>2</sup></li> <li>・ 土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木伐採 50 本</li> <li>切土土量 900m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量 700m<sup>3</sup></li> <li>残土土量 200m<sup>3</sup></li> </ul> </li> </ul> <p>（ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出）</p>
--	--

（注）

- ① 1～9の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を施行する部分のみでなく既存道路も含め、一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握することが不適切な区間は除く。
- ③ 総幅員は、有効幅員（車線の幅員）に中央帯、側帯、歩道、路肩等を加えたものとする。（法面部分を含めた道路敷の幅ではない。）併せて、標準断面で幅員の構成を記載する。
- ④ 付帯施設は、原則として歩道、駐車場、公衆便所、料金徴収所、管理事務所、トンネル及び橋について記載するが、その他特に必要と認められるものについては、この限りではない。
- ⑤ 変更後欄には、1～9の変更部分も合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事は等工事全体の合計数を記入のこと。

別表2

道路（歩道）

変 更 前	変 更 後
<p>1 事業執行区間</p> <p>① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○</p> <p>② 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○</p> <p>2 延 長 10.6 km</p> <p>3 幅 員 1～1.5m</p> <p>4 舗装の種類 砂利敷及び自然石張り</p> <p>5 付帯施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難小屋 1棟 木造平屋建 建築面積 80 m<sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根（茶） 外壁板張り（茶） 高さ 5 m</li> <li>●指導標 10基</li> <li>●案内板 2基</li> </ul>	<p>1 事業執行区間</p> <p>① 変更なし</p> <p>② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△</p> <p>2 延 長 12.3 km</p> <p>3 幅 員 変更なし</p> <p>4 舗装の種類 //</p> <p>5 付帯施設の概要</p> <p>変更なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●休憩所 1棟 木造平屋建 建築面積 40 m<sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根（茶） 外壁板張り（茶） 高さ 6m （公衆便所付帯）</li> <li>●卓・ベンチ 5基</li> </ul> <p style="text-align: center;">[ 今回申請 ]</p> <p>歩道及び付帯施設の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道延長 1.7 km</li> <li>・階段工 98段、延長 50m</li> <li>・防護柵（擬木） 延長 30m</li> <li>・擁壁 高さ 3m、延長 10m</li> <li>・休憩所 1棟、40 m<sup>2</sup></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導標                    2 基</li> <li>・ 案内板                    1 基</li> <li>・ 卓・ベンチ                5 基</li> <li>・ 土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木伐採                    10 本</li> <li>切土土量                      40m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量                      40m<sup>3</sup></li> <li>残土なし</li> </ul> </li> </ul> <p>(ただし、伐採木は公園区域外搬出)</p>
--	--

(注)

- ① 1～5の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を施行する部分のみでなく既存道路も含め一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握するのが不適切な区間は除く。
- ③ 付帯施設は、原則として避難小屋、休憩所、便所、橋、芝生園地、案内板、解説板、指導標、注意標識、卓ベンチについて記載するが、その他特に必要と認められるものについてはこの限りではない。
- ④ 変更後欄には、1～5の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事は等工事全体の合計数を記入のこと。



別表3

園地

変 更 前	変 更 後
<p>1. 敷地面積 94,000 m<sup>2</sup> (国有林借地)</p> <p>2. 園 路            (1) 歩道 W= 18m L=250m                      W= 3m L=500m                      W=1.5m L=300m            (2) 広場 650 m<sup>2</sup></p> <p>3. 園 地            (1) 植栽面積 38,000 m<sup>2</sup>            (2) 芝生面積 28,000 m<sup>2</sup></p> <p>4. 付帯施設            ●管理事務所            木造平屋建(事務室、便所)            切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁板張り(茶)            高さ 5m、建築面積 200 m<sup>2</sup>            ●休憩所            鉄筋コンクリート2階建            切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁モルタル(白)            高さ10m、建築面積370 m<sup>2</sup>、延床面積700 m<sup>2</sup>            1F=350 m<sup>2</sup>(食堂、厨房、事務所、便所)            2F=350 m<sup>2</sup>(休憩室、従業員室、売店)            ●駐車場 3,500 m<sup>2</sup>(乗用車100台)            ●汚物処理施設            焼却炉 2基            浄化槽 1基(排水水質B.O.D.20ppm)            ●倉庫 木造平屋建 60 m<sup>2</sup> 1棟</p>	<p>1. 敷地面積 変更なし</p> <p>2. 園 路            (1) 歩道 W= 18m 変更なし                      W= 3m L=780m                      W=1.5m L=440m            (2) 広場 変更なし</p> <p>3. 園 地            (1) 植栽面積 47,000 m<sup>2</sup>            (2) 芝生広場 31,000 m<sup>2</sup></p> <p>4. 付帯施設</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">[ 今回申請 ]</p> <p>園地の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地 植栽面積 9,000 m<sup>2</sup>、芝生面積 3,000 m<sup>2</sup></li> <li>・園路 W= 3m L=280m、W=1.5m L=140m</li> <li>・土工事等 支障木伐採 40本</li> </ul>

	切土土量	75m <sup>3</sup>
	盛土土量	50m <sup>3</sup>
	<u>残土土量</u>	<u>25m<sup>3</sup></u>
	(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)	

(注)

- ① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事は等工事全体の合計数を記入のこと。

別表 4

宿舎

変 更 前	変 更 後
<p>1. 敷地面積 12,000 m<sup>2</sup> (国有林借地)</p> <p>2. 宿 舎 (本 館)</p> <p>鉄筋コンクリート造3階 屋根切妻鉄板葺(茶)外壁モルタル(茶) 高さ=13m 建築面積=1,050 m<sup>2</sup> 延床面積=3,000 m<sup>2</sup></p> <p>1F=1,000 m<sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場 2F=1,000 m<sup>2</sup> 広間 (20×1)、リネン室 客室 20 (10×5、7.5×15) =165.5×1/2=81人 3F=1,000 m<sup>2</sup> 客室(和) 15 (10×5、7.5×10) =125×1/2=63人 (洋) 10 (WB×3、TB×3、 SB×4) =16人 (合計) 客室 45室 収容人員 160人</p> <p>3. 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取付道路 W=6.5m L=15m</li> <li>●駐車場 500 m<sup>2</sup> (乗用車 15台)</li> <li>●従業員宿舎(独身用) 鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根 個室 (6×10) 延床面積 700 m<sup>2</sup>、高さ 7m</li> <li>●浄化槽(200人槽、排水水質 B.O.D. 20ppm)</li> <li>●取水施設(取水井・配水管φ120、 □=350m)</li> </ul>	<p>1. 敷地面積 12,800 m<sup>2</sup> (国有林借地)</p> <p>2. 宿 舎 (本 館)</p> <p>} 変更なし</p> <p>建築面積=1,300 m<sup>2</sup> 延床面積=3,600 m<sup>2</sup></p> <p>1F=1,200 m<sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場、倉庫 2F=1,200 m<sup>2</sup> 広間(とりやめ)、リネン室 客室 22 (10×7、7.5×15) =185.5×1/2=91人 3F=1,200 m<sup>2</sup> 客室(和) 20 (10×10、7.5×10) =175×1/2=88人 (洋) 15 (WB×3、TB×3、 SB×9) =21人 (合計) 客室 57室 収容人員 200人</p> <p>3. 付帯施設</p> <p>} 変更なし</p>

	<p>[ 今回申請 ]</p> <p>本館の増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築部分 建築面積=250 m<sup>2</sup> 延床面積=600 m<sup>2</sup></li> <li>・土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木                   なし</li> <li>切土土量               68m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量               50m<sup>3</sup></li> <li>残土土量               18m<sup>3</sup></li> </ul> </li> </ul> <p>(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)</p>
--	--

(注)

- ① 1～3の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 本館、別館等宿舎が区分されている場合は、棟ごとに記載するとともに、建築面積、延床面積客室数、収容人員については、各棟の合計を記載する。
- ③ 収容人員は和室の場合畳2帖を1人（広間、居室等は客室に含めず、客室の控室の畳数は客室に含める）、洋室の場合ダブルベッド2人、ツインベッド2人、シングルベッド1人と計算する。但し、取扱方針が決定されている地区は除く。
- ④ 客室数、収容人員は各階ごとに記入し、合計する。（四捨五入）
- ⑤ 変更後欄には、1～3の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事は等工事全体の合計数を記入のこと。

別表 5

野営場

変 更 前		変 更 後	
1	敷地面積 64,000 m <sup>2</sup> (国有林借地)	1	敷地面積 変更なし
2	収容人員 350 人	2	収容人員 406 人
3	施 設	3	施 設
	●フリーテントサイト(30 人) 1,000 m <sup>2</sup>		●フリーテントサイト 変更なし
	●テントサイト(3m×5m・4 人) 20 ヶ所		●テントサイト(3m×5m・4 人) 25 ヶ所
	●ケビン		●ケビン
	木造 1 戸建(25 m <sup>2</sup> ・4 人収容) 20 棟		木造 1 戸建(25 m <sup>2</sup> ・4 人収容) 25 棟
	木造 2 戸建(50 m <sup>2</sup> ・8 人収容) 20 棟		木造 2 戸建(50 m <sup>2</sup> ・8 人収容) 22 棟
	●セントラル・ロッジ 1 棟		
	木造平家		
	切妻鉄板葺屋根(茶)・外壁板張(茶)		
	床面積 280 m <sup>2</sup>		
	●炊事舎 木造 20 m <sup>2</sup> 2 棟		
	●野外炉 5 基		
	●集合広場 1,500m		
	(ファイヤーサークル含)		
	●園 路		
	W=6m L=160m		
	W=3m L=200m		
4	付帯施設	4	付帯施設
	●駐 車 場 2,500 m <sup>2</sup> (200 台)		●駐 車 場 3,000 m <sup>2</sup> (400 台)
	●公衆便所 ブロック造 25 m <sup>2</sup>		
	2 棟		
	●浄化槽		
	(200 人槽・排水水質 B. O. D 20ppm)		
	●給水施設 (取水井、ポンプ室、		
	滅菌室、配水室)		
			●倉庫 30 m <sup>2</sup> 1 棟
			[ 今回申請 ]
			野営場施設の増設及び付帯施設の新築
			・テントサイト 5 か所
			・ケビン 木造 1 戸建 5 棟
			木造 2 戸建 2 棟
			・駐車場 500 m <sup>2</sup> (40 台)

変更なし

変更なし

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫      30 m<sup>2</sup>   1 棟</li> <li>・土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木伐採      20 本</li> <li>切土土量          25 m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量          25 m<sup>3</sup></li> <li>残土なし</li> </ul> </li> </ul> <p>(ただし、伐採木は公園区域外搬出)</p>
--	--

(注)

- ① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載すること。
- ② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。



## 別添2

### 国定公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて

国定公園事業（以下「公園事業」という。）を執行するに当たって当該公園事業に含めうる付帯施設（施行令第1条各号に掲げる施設であって、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。）について別表のとおりとする。

また、取扱いに当たっては、下記の点に留意すること。

#### 記

1. 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られること。
2. 付帯施設の位置、規模及び構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであること。
3. 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者以外の者についても、当該公園事業として付帯施設に係る公園事業を執行できること。

ただし、この場合にあっても、付帯施設に係る公園事業の位置、規模・構造及び管理経営方法が、当該事業施設のそれらに照らして適正なものであると認められる場合に限られるものであること。



(別 表)

当該事業に含めることができる付帯施設

事業名	付帯施設の種類
道路（車道）	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（自転車道）	歩道（自転車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（歩道）	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）並びに植生復元施設
橋	
広 場	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
園 地	休憩所、展望施設、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場及び植生復元施設
宿 舎	園地、休憩所、案内所、運動場、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場及び公衆浴場
避難小屋	公衆便所
休 憩 所	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
展望施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
案 内 所	休憩所、駐車場及び公衆便所
野 営 場	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場
運 動 場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場及び公衆便所
水 泳 場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）、医療救急施設及び公衆便所
舟 遊 場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
スキー場	避難小屋、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）、医療救急施設及び公衆便所
スケート場	園地、休憩所、駐車場及び公衆便所
乗馬施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
車 庫	
駐 車 場	園地、休憩所、案内所及び公衆便所

給油施設	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
昇降機	
運輸施設(自動車運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設(船舶運送施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設(水上飛行機)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設(鉄道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設(索道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設(一般自動車道)	自転車道及び歩道(車道に沿って整備されるものに限る。)並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設(係留施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
給水施設	
排水施設	駐車場
医療救急施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
公衆浴場	
公衆便所	
汚物処理施設	
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物展示施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
野外劇場	駐車場及び公衆便所
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	
防火施設	

別添 3

国定公園事業に係る申請等に関する特殊な事例について

1. 国定公園事業に係る申請等に関する事務のうち、次表の事例においては、同表で示す指導方針に従って処理すること。

なお、次表において使用する記号は、次に掲げる者を示す。

A＝国定公園事業者

B＝Aの公園施設を譲り受け、又は借り受けている者

また、「存在」とは、個人にあっては戸籍上死亡していないことをいい、法人にあっては登記簿上消滅していないことをいう。「所在」とは、個人にあっては公園事業者本人、法人にあっては代表者の住所又は居所をいう。

事 例	指 導 方 針
1 BがAに代わって実質上国定公園事業に即した事業を行っている場合	
(1) Aが存在し、かつ、その所在が明らかな場合	Aには始末書を添付して、国定公園事業の廃止届出を行わせる。Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の協議又は認可の申請を行わせる。
(2) Aは存在するが、所在が不明な場合	
ア Aの国定公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分が取り消され、その他その効力が失われていること（以下「他法令の許可取消等」という。）が確認できる場合	自然公園法第16条第4項の規定において準用する第14条1項の規定によりAに対する協議又は認可の効力は失われているため、第26の規定によって失効の報告を行う。その上で、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の協議又は認可の申請を行わせる。
イ Aの国定公園事業の執行において他法令の許可の取消等を要しない場合、又は、Aの執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合	Aの存在及び所在について調査の上、第27の規定によって認可の取消しを行う。その上で、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の協議又は認可の申請を行わせる。
(3) Aが存在しない場合	条理上、Aに対する協議又は認可の効力は失われているため、第26の規定によって失効の報告を行う。その上でBには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の協議又は認可の申請を行わせる。
2 Bが公園施設を国定公園事業に即した用に供しない場合	

(1) Aが存在し、かつ、その所在が明らかな場合	Aより始末書を徴し、国定公園事業の廃止届出をさせる。
(2) Aは存在するが、所在が不明の場合	
ア Aの国定公園事業の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できる場合	自然公園法第16条第4項の規定において準用する第14条1項の規定によりAに対する協議又は認可の効力は失われているため、第26の規定によって失効の報告を行う。
イ Aの国定公園事業の執行において他法令の許可の取消等を要しない場合、又は執行に必要な他法令の許可等が確認できない場合	Aの存在及び所在について調査の上、第27の規定によって認可の取消しを行う。
(3) Aが存在しない場合	条理上、Aに対する協議又は認可の効力は失われているため、第26の規定によって失効の報告を行う。

2. 国定公園事業者の変更に関する事務については、次に掲げる事項に留意して処理すること。

(1) 会社を組織変更する場合は、人格に変更はないが、法人の名称の変更を伴うため、法第16条第4項において準用する第10条第9項の規定に基づき国定公園事業の内容の軽微な変更（法人の名称変更）届出させること。

(2) 国定公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、国定公園事業者の人格の変更を伴うため、現国定公園事業者（個人）には廃止届出をさせた上で、法第16条第2項規定の規定に基づき法人より国定公園事業の執行認可申請させること。

(3) 国定公園事業を執行する会社に変更された場合は、これまでの会社は解散し、新たに会社が設立されることとなるため、現事業執行者には廃止届出をさせた上で、法第16条第2項の規定に基づき、新会社より国定公園事業の執行認可申請をさせること。